

令和4年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会会議録
目 次

第 1 号（5月17日）

招集告示	2
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
構成市職員出席者	4
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	6
管理者招集挨拶	6
議案第1号	7
議案第2号	8
議案第3号	12
議案第4号	14
報告第1号	17
報告第2号	20
閉会の宣告	22

◎ 招 集 告 知

柏、白、鎌環組第59号

令和4年5月6日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議員 各位

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会
議 長 塚 本 竜 太 郎

令和4年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会の招集に
ついて（通知）

本日、管理者から令和4年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会を招集する告示をした旨の通知がありましたので、告示の写し等を送付します。

なお、当日は、午後3時00分までに議場に参集願います。



◎ 招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第4号

令和4年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会を次のとおり招集する。

期 日 令和4年5月17日
場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
アクアセンターあじさい2階会議室

令和4年5月6日
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
管 理 者 芝 田 裕 美

令和4年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会

令和4年5月17日(火)

午後3時開会

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第4号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第8 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第3号））
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	後 関 俊 一	議員	2番	広 沢 修 司	議員
3番	村 越 誠	議員	4番	宗 川 洋 一	議員
5番	小 田 川 敦 子	議員	6番	円 谷 憲 人	議員
7番	小 易 和 彦	議員	8番	植 村 博	議員
9番	日 下 み や 子	議員	10番	土 屋 裕 彦	議員
11番	田 中 和 八	議員	12番	塚 本 竜 太 郎	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管 理 者	芝 田 裕 美 君
副 管 理 者	太 田 和 美 君
副 管 理 者	笠 井 喜 久 雄 君
会 計 管 理 者	大 伯 昌 司 君
事 務 局 長	萩 原 勝 君
事 務 局 次 長	有 泉 亨 君
事 務 局 副 参 事	小 林 一 秀 君
総 務 課 長	今 井 修 一 君
あ じ さ い 所 長	有 泉 亨 君
し ら さ ぎ 所 長	栗 原 稔 君
周 辺 整 備 室 長	小 林 一 秀 君

構成市職員出席者

柏市廃棄物政策課主幹	小 泉 徹
白井市環境課長	竹 田 忠 夫
鎌ヶ谷市クリーン推進課長	中 川 聡

事務局職員出席者

総務課長補佐（事）庶務係長	沼 中 裕 一 郎
---------------	-----------

午後 3時00分 開 会

◎開会の宣告

○議長（塚本竜太郎議員） 皆様、本日はご多忙の中ご参集いただき、大変にご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和4年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、議案第1号 組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について）、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第3号））、以上6件であります。配付漏れがないか、お調べ願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎諸般の報告

○議長（塚本竜太郎議員） 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

それでは、ここで本年4月1日より新しく就任されました大伯昌司会計管理者に自席にてご挨拶をお願いいたします。

○会計管理者（大伯昌司君） 本年4月から会計管理者を務めております大伯と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（塚本竜太郎議員） ありがとうございます。

以上で紹介を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（塚本竜太郎議員） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、3番、村越誠議員、4番、宗川洋一議員を指名

いたします。

◎会期の決定

○議長（塚本竜太郎議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本竜太郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎管理者招集挨拶

○議長（塚本竜太郎議員） それでは、ここで管理者から招集のご挨拶をお願いいたします。

○管理者（芝田裕美君） 令和4年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、当組合の重要案件につきましてご審議いただくため、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

今定例会におきましてご審議いただきます案件は、議案4件、報告2件でございます。これら議案の説明に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

初めに、さわやかプラザ軽井沢の飲食事業につきましては、令和4年4月19日より、制限つきではございますが、再開しているところであり、感染防止対策を徹底し、利用者の皆様が安全に安心して利用できるよう努めているところでございます。

次に、住民が生活を維持するために不可欠な廃棄物処理業務につきましては、関係する廃棄物処理業者や各事業者へ協力を求め、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理を行えるよう対策を講じるとともに、事業の継続に努めているところでございます。

それでは、今回上程いたしました各議案につきまして、順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続の効率化を図ることを目的として、これまで必要としていた押印等の手続を廃止するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院規則の一部改正による不妊治療のための出生サポート休暇の新設を踏まえ、職員が不妊治療を受けやすい職場環境の整備を図るため、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告等を勘案し

て、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものでございます。

次に、議案第4号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院規則の一部改正による育児休業等の取得要件の緩和を踏まえ、会計年度任用職員の育児休業等の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止しようとするものでございます。

次に、報告第1号 専決処分の承認を求めることにつきましては、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定において、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

主な内容につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、令和4年4月1日から行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律に統合されることに伴い、緊急に条例改正の必要が生じたことによるものでございます。

次に、報告第2号 専決処分の承認を求めることにつきましては、令和3年度一般会計予算において予算の繰越しを行うに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

主な内容につきましては、アクアセンターあじさい及びさわやかプラザ軽井沢に関わる施設修繕において、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で部品の供給等に遅れが生じ、年度内に修繕が完了しないことから予算を繰り越す必要が生じたことによるものでございます。

以上がこのたびご提案いたしました議案の概要でございますが、詳しくは後ほど担当よりご説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

◎議案第1号

○議長（塚本竜太郎議員） 日程第3、議案第1号 組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原 勝君） 議案第1号 組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案第1号を御覧ください。本案は、行政手続の効率化を目的として、現在進めている押印等の見直しなどに伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。

初めに、題名の一部改正につきましては、本条例名が制定当時から組合職員のサービスの宣誓に関する条例となっていることから、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員のサービスの宣誓に関する条例に改めようとするものでございます。

次に、第2条の一部改正につきましては、押印の見直しにより、宣誓書に押印を求めないようにしたことなどから所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、別記様式の一部改正につきましては、様式名を別記様式から別記様式（第2条関係）に改め、様式内の印を削るものでございます。

最後に、附則でございますが、施行日を令和4年9月1日とするものでございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（塚本竜太郎議員） 質疑については、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

議案第1号については、討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号を可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（塚本竜太郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第1号 組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定については、可決することに決定いたしました。

◎議案第2号

○議長（塚本竜太郎議員） 日程第4、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原 勝君） 議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案第2号を御覧ください。本案は、人事院規則が一部改正され、国家公務員不妊治療のため出生サポート休暇が新設されたことを踏まえ、職員が不妊治療を受けやすい職場環境の整備を図るため、所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。

初めに、第11条の一部改正につきましては、休暇の種類に不妊治療休暇を加えようとするものでございます。

次に、第17条を第18条に改めることにつきましては、第16条を新たに不妊治療休暇について規定することにより、既存の第16条は第17条に、既存の第17条は18条にずれることから改めようとするもの

でございます。

次に、第16条の一部改正につきましては、休暇の承認に関し、休暇の種類に不妊治療休暇を加えるものと、新たに第16条で不妊治療休暇について規定することから、既存の第16条を第17条に改めようとするものと、新たに16条を追加し、不妊治療休暇に関して必要な事項を定めようとするものでございます。

次に、新たに追加した第16条の内容につきましては、第1項では不妊治療休暇の定義について、第2項では不妊治療休暇の期間については規則で定めることについて、第3項では不妊治療休暇を取得し、勤務しない日は無給となることについて定めようとするものでございます。

最後に、附則でございますが、施行日を公布の日とするものでございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（塚本竜太郎議員） これより質疑を行います。

開始に当たり、議長からお願い申し上げます。

発言者におかれましては、議案質疑は3問制で行います。

答弁者におかれましては、的確、簡明な答弁に努められますようお願いいたします。

事前に通告のありました小田川議員について、質疑を認めます。

小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） 皆さん、こんにちは。白井市の小田川です。通告に従いまして、議案第2号について質疑を行います。

質疑内容の1、不妊治療休暇の具体的なところは規則で定めるとしてありますが、休暇新設の目的や休暇の内容など、もう少し詳細にご説明ください。

2、提案理由には職員が不妊治療を受けやすい職場環境の整備を図るためとありますが、休暇を新設することが、そのまま職場の環境整備につながるのでしょうか。不妊治療を受けやすい環境の整備を図るために、職場の意識改革に向けた取組など、どのようにお考えですか、当組合の見解を伺います。

以上です。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原 勝君） 初めに、不妊治療休暇を新設することの目的と休暇の内容についてお答えいたします。

不妊治療休暇については、国では不妊治療のための出生サポート休暇が新設され、令和4年1月1日から施行されましたが、当組合においても職員の不妊治療と仕事の両立を支援する目的のため、出生サポート休暇を新設しようとするものでございます。

休暇の内容については、人事院規則に準ずる不妊治療のための休暇として、不妊治療に係る通院等

のため勤務しないことが相当であると認められる場合に使用できる有給の休暇であり、1の年度において5日、体外受精などの生殖補助医療に係るものにあつては10日の範囲内で取得することが可能となります。

また、鎌ケ谷市に準じた制度として、当組合におきましても職員が不妊治療のため勤務しないことが相当であると認められ、頻繁な通院が必要となる体外受精や顕微授精により治療する場合、第二子以降を含めて通算して1年を超えない範囲内において、一月または週単位で分割して取得可能とする制度でございます。

次に、職員が不妊治療を受けやすい職場環境の整備を図る取組でございますが、不妊治療と仕事の両立を困難としている要因については、不妊治療を受ける方にとって通院回数が多いことや、不妊治療を受ける精神面での負担が大きいことなどがあるとともに、不妊や不妊治療についての認識が職場内であまり浸透していないことが挙げられます。このことから不妊治療等に対する理解の促進、プライバシーの保護に配慮しながら、通院に必要な時間を確保しやすい職場環境の整備が重要であると考えております。

○議長（塚本竜太郎議員） 第2問、小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） 2回目の質疑を行います。まず、休暇の新設について3点伺いたいと思います。当組合における出生サポート休暇は、鎌ケ谷市に準じた内容の制度というご答弁でした。まず、鎌ケ谷市に準じた制度とは具体的にどの制度を指していますか、お聞きします。

また、鎌ケ谷市に準じた内容で制度を考えたのはなぜでしょうか。

そして、対象職員はどのようになっていますか。

以上、休暇の新設については3点伺います。

次に、職場環境の整備について伺います。不妊治療などに対する理解の促進、そしてプライバシーへの配慮が重要というご答弁でした。不妊治療に対する理解の促進に関する具体的な取組について、どのように考えていらっしゃいますか、あるいは今後の検討方法についてお示しください。

以上です。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（今井修一君） 初めに、鎌ケ谷市に準じた制度につきましては、不妊治療休暇の長期休暇制度であり、鎌ケ谷市で実施している出生サポート休暇を指しております。

また、鎌ケ谷市に準じたことにつきましては、当組合の人事、給与制度は、鎌ケ谷市の人事、給与制度を基本としていることから、今回の制度においても鎌ケ谷市に準じた措置を行おうとするものでございます。

また、対象職員につきましては、診断書などにより不妊治療を行おうとしていること、または行っていることが明らかであり、申請時点で復帰後、継続的に勤務する意思がある職員等を対象としてお

ります。

次に、不妊治療に対する理解の促進に関する具体的な取組につきましては、不妊治療と仕事の両立に関する周知啓発や相談支援など、構成市の事例などを参考に適宜取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塚本竜太郎議員） 第3問、小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） ありません。

○議長（塚本竜太郎議員） 以上で小田川議員の質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

事前に通告のありました小田川議員について討論を認めます。

小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） 議案第2号に関して賛成の立場で討論いたします。

まず、人事院が行った不妊治療と仕事の両立に関するアンケート調査についての結果をご紹介します。その内容を見ますと、まず不妊治療の経験の有無、不妊治療の経験がある、もしくは検討している、または検討したことがある者と答えた方が15.6%でした。

次に、不妊治療していることをどう伝えるかという結果なのですが、仕事上、必要最小限の関係者に伝えることは構わないと答えた者が54.1%、誰にも伝えたくないと答えた者が31.4%。そして、不妊治療の経験がある者のうち、不妊治療を行っている、もしくは行っていたことを積極的に伝えた、または仕事上、必要な者に伝えたと答えた方が35.0%という結果でした。

次に、これは鎌ヶ谷市のホームページの引用になりますけれども、厚労省の調査結果によると、不妊治療によって仕事と治療の両立ができず、16%の方が離職をしている状況にあるそうです。両立が困難な要因としては、精神面での負担が大きいこと、通院回数が多いことなど、課題が挙げられています。

以上の状況から、ご答弁の中にもありましたけれども、制度を申請する際のプライバシーの確保、そして申請しやすい職場環境の整備については、ぬくもりのある特段の取組を要望いたします。

そして、配慮という観点で言えば、不妊もしくは治療という言葉は、プライバシーが表に出るような表現に受け止めております。こういった言葉を極力控えて通称などを使用するなど、当たりの柔らかな休暇の名称を使用するなどの配慮を要望し、職場環境、利用の促進を図っていただきたいと要望いたします。

以上をもって賛成の討論といたします。

○議長（塚本竜太郎議員） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号を可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（塚本竜太郎議員） 起立全員でございます。

よって、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、可決することに決定いたしました。

◎議案第3号

○議長（塚本竜太郎議員） 日程第5、議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原 勝君） 議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案第3号を御覧ください。本案は、会計年度任用職員の期末手当の支給割合につきまして、一般職職員の支給割合を勘案し、段階的に改めるものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。

初めに、第1条につきましては、令和4年度会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改めるもので、準用する鎌ヶ谷市職員の給与に関する条例で、一般職については「100分の127.5」を「100分の120」に改めたところですが、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を現行の「100分の130」を「100分の125」に改めようとするものでございます。

次に、第2条につきましては、令和5年度以降の会計年度任用職員の期末手当の支給割合について、第1条で改めた「100分の125」を「100分の120」に改めることにより、一般職と同様の支給割合となることから、読替規定を削除するものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例の施行日を公布の日とし、第2条では施行日を令和5年4月1日とするものでございます。

以上で議案第3号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（塚本竜太郎議員） これより質疑を行います。

事前に通告のありました日下議員について、質疑を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） 皆さん、こんにちは。柏市の日本共産党の日下みや子です。

議案3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償について質問いたします。私ども日本共産党は、会計年度任用職員制度導入については、正規職員を原則とする地方公務員法に1年任用の会計年度任用職員という新たな仕組みを導入して、臨時、非常勤の地方公務員の大部分を移す狙いであることを指摘して、むしろ臨時、非正規の正規化、正規職員の定数拡大などの

抜本的な改善こそが必要として、本改定に反対した経緯があります。本議案は、不安定雇用の会計年度職員の賃金を引き下げる議案です。このような立場から以下4点伺います。

1点目、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について、経過と状況について説明ください。

2点目、当組合の対象となる職員は何人か、お示しください。

3点目、年間の影響額は1人当たり幾らぐらいになるのか、お示しください。

4点目、非常勤職員は、人事院勧告の適用対象外であるにもかかわらず、なぜ給与改定を行うのか。その根拠をご答弁ください。また、全ての自治体が改定されているのかについてもお示しいただきたいと思います。

以上、4点確認をします。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原 勝君） 初めに、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償についての経過と状況でございますが、会計年度任用職員の期末手当の支給割合については、当該条例が施行された令和2年4月1日から令和3年度末まで改定していないため、制定当初から「100分の130」となっております。今回一般職の期末手当が引下げになったことにより、会計年度任用職員も一般職の期末手当の支給割合を勘案し、「100分の120」への改定に向け、段階的に引き下げるものでございます。

次に、当組合の対象となる職員数でございますが、現時点で対象となる会計年度任用職員については、8人となっております。

また、1人当たりの年間影響額について、令和4年度当初予算計上額を基に試算いたしますと、令和4年度は年間で約8,500円の減、令和5年度は年間で約1万7,000円の減となる見込みでございます。

最後に、会計年度任用職員の給与を改正する全ての自治体が、人事院勧告に基づき改定されているかでございますが、国では会計年度任用職員などの非常勤職員の給与については、一般職職員の給与に関する法律の規定や人事院の通知により、職務、勤務形態が常勤職員と類似する非常勤職員に対する期末手当及び勤勉手当に相当する給与については、令和3年7月16日付、人事院の非常勤職員の給与に関する指針で、常勤職員に支給する期末手当及び勤勉手当に係る支給月を基本として、勤務時間、勤務実態等を考慮して支給することとされております。地方公共団体については、国の制度を基本として国に準じた対応を行うこととしておりますが、最終的には各自治体が判断するものと考えております。

○議長（塚本竜太郎議員） 以上で日下議員の質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

事前に通告のありました日下議員について討論を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） 議案第3号に反対の立場で討論を行います。

自治体で働く非正規労働者の待遇は、この間若干改善されてきたとはいえ、正規労働者と比較して決して均等待遇とは程遠い状況です。賃金はもとより、何よりも小さな自治体づくりと、官から民への公共サービス削減の政府の政策の下で職員削減や人件費の調整弁にされてきました。

そして、今後も政府は、自治体戦略2040構想で、AIやロボティクス、ICTを活用し、現在の半数の職員で公務サービスを担う自治体を目指すとしております。また、今後コロナ禍が収束した後に、経済状況や財政危機を口実に一層の地方行財政改革が進められることが予想されます。このような公務サービスの担い手の変質の犠牲は、真っ先に非正規公務員に押しつけられるのです。会計年度任用職員をこのような不安定な状況に置きながら、賃金の引下げだけは正規職員と同水準に引き下げるのはいかなるものか。

そもそも公務員の賃金は、決して高くありません。さきの3月議会でも述べましたように、組合職員の高校卒業後の初任給は15万6,000円、この給与額は千葉県最低賃金以下です。人事院勧告の公務員給与の引下げは、民間との賃金引下げ競争を招き、さらに公務労働でも正規職員と非正規職員の賃金の引下げ競争が行われている現状は、労働者全体の労働環境の悪循環を招くものです。

先進国の中でこの30年間、賃金が上がらない国、経済成長しない国は、日本だけです。GDPの6割近くが国内需要であり、家計の消費です。賃金を引き上げて家計を温めることが、日本経済をも元気にする道であり、賃金引下げの本議案には反対をいたします。

以上です。

○議長（塚本竜太郎議員） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号を可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（塚本竜太郎議員） 起立多数でございます。

よって、議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、可決することに決定いたしました。

◎議案第4号

○議長（塚本竜太郎議員） 日程第6、議案第4号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原 勝君） 議案第4号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案第4号を御覧ください。本案は、人事院規則の一部改正による育児休業等の取得要件の緩和を踏まえ、会計年度任用職員の育児休業等の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止しようとするものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。

初めに、第2条第3号アの一部改正につきましては、ア、引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員という要件を廃止するために、アを削り、イをアに、ウをイに改めるものでございます。

次に、第7条の一部改正につきましては、第7条各号にて部分休業することができない職員の要件を規定していましたが、この要件を廃止するため、第7条各号を削り、第7条中「次の各号のいずれも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改めるものでございます。

次に、第10条の次に1条を加えることにつきましては、第11条にこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることを規定したものでございます。

最後に、附則でございますが、施行日を公布の日とするものでございます。

以上で議案第4号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（塚本竜太郎議員） これより質疑を行います。

事前に通告のありました小田川議員について、質疑を認めます。

小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） 議案第4号について、通告に従いまして質疑を行います。

質疑内容の1点目です。まず、条例改正に至ったその背景についてご説明ください。

2点目、第11条において必要な事項は規則で定めるとしてありますが、その内容についてご説明ください。

以上2点です。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原 勝君） 初めに、条例改正に至った背景でございますが、令和3年8月10日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告書及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出において、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置が示されました。

その措置のうち、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置について、国家公務員においては令和4年4月1日施行とされており、地方公共団体においてもその措置を講じるよう通知があったところです。このことを踏まえ、当組合においても、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例に規定されている非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等をするため、改正しようとするものでございます。

次に、第11条において、必要な事項は規則で定める事項については、妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置について、規則で追加しようとするものでございます。

以上です。

○議長（塚本竜太郎議員） 第2問、小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） 2回目の質疑を行います。今ご答弁の中にもありましたけれども、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備についてというところが、今回改正の対象になるということですが、具体的にどのような措置を講じて使いやすい制度になるのでしょうか、ご説明願います。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（今井修一君） 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備につきましては、育児休業の承認の申請が円滑に行われるようにするために、職員に対する育児休業に係る研修の実施及び育児休業に関する相談体制の整備を行うものとしております。

以上でございます。

○議長（塚本竜太郎議員） 第3問、小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） 3回目の質疑を行います。今回の改正は、会計年度任用職員の雇用の安定に寄与する点が特徴といえます。非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和について、この改正ポイントを改めて伺います。

そして、次に育児休業期間中に育児休業期間が契約をまたがるケースも想定されます。会計年度任用職員の契約の継続はどのように担保されるのでしょうか伺います。

以上お答えください。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（今井修一君） 取得要件の緩和につきましては、非常勤職員は引き続き在職した期間が1年未満である非常勤職員は、育児休業を取得することができないものとされておりましたが、今回の改正により、育児休業を取得できるように取得要件が緩和されるものでございます。

また、非常勤職員の契約継続の担保につきましては、非常勤職員については任期が決まっておりますので、育児休業を取得した場合であっても、非常勤職員の任用は任期までとなります。契約の継続においては、対象となる非常勤職員と面接等を行い、更新の意思等があれば改めて任用するものとなります。

以上でございます。

○議長（塚本竜太郎議員） 以上で小田川議員の質疑を終結いたします。

討論については、通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号を可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（塚本竜太郎議員） 起立全員でございます。

よって、議案第4号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、可決することに決定いたしました。

◎報告第1号

○議長（塚本竜太郎議員） 日程第7、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原 勝君） 報告第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

報告第1号を御覧ください。報告第1号につきましては、デジタル社会の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政機関の有する個人情報保護に関する法律及び独立行政法人等の有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律に統合されたことなどに伴い、緊急に条例改正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。

初めに、第5条第2項第7号の一部改正につきましては、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律に統合されたため、該当する部分を改めようとするものでございます。

次に、第51条の2の表の一部改正につきましては、行政手続等における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の条ずれがあったことから、該当する部分を改めようとするものでございます。

次に、第52条第1号の一部改正につきましては、統計法が改正され、第52条第2項が削除されたことにより、第52条が項立てではなくなったため、改めようとするものでございます。

最後に、附則でこの条例の施行日を法律の施行日と同日の令和4年4月1日とするものです。

以上で報告第1号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（塚本竜太郎議員） これより質疑を行います。

事前に通告のありました日下議員について質疑を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） 報告第1号 専決処分の承認を求める、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、本専決処分の条例の一部改正は、昨年の5月に成立したデジタル改革関連6法に基づいて、これまで行政機関と独立行政法人等にそれぞれあった個人情報保護条例を統合しようとするものです。

2点伺います。1点目、なぜ条文から独立行政法人等がなくなるのか。その目的についてお示しください。

2点目、今後、個人情報保護条例の改正が示されていますけれども、政府が示す内容及び改定の流れについて説明をお願いいたします。

以上2点、お願いします。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原 勝君） 初めに、条例改正の目的についてお答えいたします。

今回の改正は、引用する法律名が変更されたことに伴うものとなっております。これまで行政機関における個人情報の取扱いは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律で、独立行政法人等における個人情報の取扱いは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律でそれぞれ定められておりました。また、事業者や国及び地方公共団体等における個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律で定められております。このように個人情報に係る法制が個別に対応していることから、個人情報保護制度の一元化などを含めた見直しを行うため、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、改正後の個人情報の保護に関する法律に統合されたことによるものでございます。

次に、国からは個人情報保護制度の見直しについて、令和4年4月と令和5年春の2段階に分けて関係法の改正が施行されると示されており、令和5年春の改正では、地方公共団体等を対象に個人情報の定義の統一化、個人情報の取扱いなどの改正が予定されているため、必要に応じて当組合の条例を改正する予定としております。

以上でございます。

○議長（塚本竜太郎議員） 以上で日下議員の質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

事前に通告のありました日下議員について、討論を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） この報告第1号に反対の立場で討論を行います。

デジタル関連法の最大の目的は、国、自治体等の行政機関が持つ情報を国内最大のデータフォルダ

一として、行政保有の個人データを企業に開放し、企業の利益につなげようとするところにあります。国や自治体が保有する個人情報、企業が保有する顧客情報とは比べものにならない多岐にわたる膨大な情報です。

現行の個人情報保護法制では、個人情報の取扱いに当たって、利用目的をできるだけ特定し、第三者提供は、あらかじめ本人の同意を得ることを原則としています。収集した個人情報を本人の同意を得ずに、当初とは異なる目的のために流用したり、無断で第三者に提供したり、必要以上に大量の個人情報を収集したりすることは違法とされ、一定の規制が設けられています。それを第2次安倍政権以降、オープンデータ、ビッグデータの活用の促進を掲げ、データ利活用が進められ、2015年には民間事業者を対象とした個人情報保護法を改定し、本人同意を得ずに販売も含んだ外部提供できる匿名加工情報の制度を開設しました。2016年には、行政機関個人情報保護法や独立行政法人等個人情報保護法においても、特定の個人を識別できないように加工した非識別加工情報制度が設けられました。このほかにも2016年、官民データ活用推進基本法でデータ利活用を促進する体制を構築、さらに2017年、匿名加工医療情報法によって、現行で厳格な扱いとなっている医療情報を匿名加工し、外部提供できる特例制度も設けられました。非識別加工情報制度では、情報提供の本人同意が必要ないばかりか、提供された事実を本人に通知もしません。デジタル改革関連法では、現行の匿名・非識別加工制度などでは、まだまだデータ利活用が進んでいないとして、規制を取り除いてデータ流通、利活用をしやすい仕組みを盛り込みました。自治体が独自に制定する個人情報保護条例も一旦リセットして、全国共通のルールを設定した上で、法の範囲内で独自の保護措置を最小限で許容するとししました。今後の条例づくりに縛りがかけられることとなり、これは地方自治の侵害です。今回の条例改正は、このような流れの中で、民間、行政機関、独立行政法人、3本の個人情報保護法を統合する部分を本年5月までに施行した上で、自治体に関係する部分は23年5月までに施行することとなっております。国民の暮らしに役立つデジタル化を否定するものではありません。急ぐべきデジタル化もあります。しかし、日本のデジタル関連法は危険がいっぱいです。したがって、本条例の改正には反対です。

今後、個人情報保護条例の改正に向けては、自治体の匿名加工情報制度に歯止めをかける必要があります。企業に提案募集をする際に公表する個人情報ファイル簿は、自治体で絞り込みを図ることも可能です。また、外部提供する情報を個人が判別できないように、加工水準を上げることも自治体に裁量が残っているとのことですので、ぜひご検討いただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚本竜太郎議員） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。報告第1号を承認することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（塚本竜太郎議員） 起立多数でございます。

よって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について）は、承認することに決定いたしました。

◎報告第2号

○議長（塚本竜太郎議員） 日程第8、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原 勝君） 報告第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

報告第2号及び報告第2号資料を御覧ください。報告第2号につきましては、令和3年度一般会計予算において予算の繰越しを行うに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、主な内容についてご説明いたします。

報告第2号の3枚目、令和3年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）を御覧ください。

第1条では、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費として、繰越明許費を設定するものでございます。

次のページを御覧ください。繰越明許費を設定する事業名につきましては、まずアクアセンターあじさいの管理運営に要する経費、金額が6,356万9,000円、次にさわやかプラザ軽井沢の維持管理運営に要する経費で、金額が830万5,000円とするものでございます。

次に、繰越しに至った経緯についてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、修繕に必要な部品の供給などに遅れが生じており、履行期間内での業務が完了しないことが判明したことから、繰越明許費の要因である経費の性質上、年度内にその支出を終わらない見込みであると認められるため、繰越明許費としようとするものでございます。

まず、アクアセンターあじさいの管理運営に要する経費では、し尿処理施設設備修繕、次にさわやかプラザ軽井沢維持管理運営に要する経費では、空調用ポンプ・ファン等修繕と男子寝場電動排水弁交換修繕の2件でございます。

以上で報告第2号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（塚本竜太郎議員） これより質疑を行います。

事前に通告のありました小田川議員について質疑を認めます。

小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） 報告第2号について、通告に従いまして質疑を行います。

このたび専決処分の承認として求められた繰越明許費なのですけれども、し尿処理費、そして修繕経費合わせて7,187万4,000円です。7,187万4,000円ということで、決して少なくない額です。このことからこの理由についてお伺いしたいと思います。令和3年度に予定していた維持管理を令和4年度へ持ち越した理由について、具体的な状況の説明を求めます。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原 勝君） 令和3年度に執行を予定していた経費を令和4年度に繰越明許した理由でございますが、アクアセンターあじさいに係るし尿処理施設設備修繕においては、インバーター・配線用遮断器、電磁接触器などの計装部品が、メーカー標準納期に余裕を見込んだ計画工程にて契約を締結しましたが、一向に新型コロナウイルス感染症拡大の影響が収束していないため、製品の納入に遅延が生じたことから、契約工期内の完了が難しい状況となったため、繰り越すものでございます。

また、さわやかプラザ軽井沢に係る空調用ポンプ・ファン等修繕、男子寝場電動排水弁交換修繕においても、電動ボール弁、排水ポンプ及び排風機など電気製品に係る部品が、先ほどと同じ理由により製品の納入に遅延が生じたことから契約工期内の完了が難しい状況となったため、繰越するものでございます。

以上でございます。

○議長（塚本竜太郎議員） 第2問。小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） 2回目の質問、質疑を行います。

コロナの感染症拡大の影響によって部品の入荷が遅れているというご説明でした。そうすると、予定していた維持管理が延長されている今の状況、施設の影響は大丈夫なのでしょうか。

そして、本年度の工事の予定はどうなっているのでしょうか。

以上2点伺います。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（今井修一君） 今回の修繕につきましては、施設に係る消耗部品の交換など予防保全的なものであり、稼働停止等に発展するような影響はないものと考えております。また、工期については、変更契約を締結しており、検査を含め6月末までに全て完了する予定でございます。

以上でございます。

○議長（塚本竜太郎議員） 第3問、小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） 3回目の質問を行いたいと思います。部品の入荷が遅れている理由がコロナの感染症拡大の影響ということは、これは一時的な入荷の遅れとは言えないと思います。令和4

年度における予防保全の進捗状況はどうか。突発的な修理への対応を含め、施設への影響を考慮した当組合の対応、備えはどのように考えているのか、お示してください。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（今井修一君） 令和4年度における予防保全の進捗状況につきましては、全庁的な取組として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による消耗部品の納入時期を確認しながら契約時期を早めるなどの対応を図っていく予定でございます。

また、突発的な修理への対応を含めた施設への影響を考慮した対応につきましては、修繕履歴や運転・保全データを踏まえ修繕を実施するとともに、消耗部品等の在庫を確保するなど、施設の安定的な維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（塚本竜太郎議員） 以上で小田川議員の質疑を終結いたします。

討論については、通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。報告第2号を承認することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（塚本竜太郎議員） 起立全員でございます。

よって、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第3号））は、承認することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（塚本竜太郎議員） 以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会を閉会いたします。

慎重審議大変にご苦労さまでございました。

以上で本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

午後 4時00分 閉 会